

※下線部は現行条例からの変更点、また、  
令和7年3月常任委員会時からの変更点は赤字

※下線部は現行条例からの変更点

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>子どもを虐待から守る条例</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下この条及び第十四条において「法」という。)第二条に規定する児童をいう。</p> <p>二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。</p> <p>三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>四 関係機関等 関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者をいう。</p>	<p>子どもを虐待から守る条例</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この条例は、<u>三重県子ども条例の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第二条に規定する児童をいう。</p> <p>二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。</p> <p>三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>四 関係機関等 <u>学校、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、保育所、幼稚園、認定こども園、警察、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力</u></p>	<p>子どもを虐待から守る条例</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的) 第一条 この条例は、<u>三重県子ども条例(令和七年三重県条例第四号)の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第二条に規定する児童をいう。</p> <p>二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。</p> <p>三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>四 関係機関等 <u>学校、幼稚園、児童福祉施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>(基本的な考え方)</p> <p>第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。</p> <p>2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。</p> <p>3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>相談支援センターをいう。以下同じ。) その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び民生委員、児童委員、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、弁護士、警察職員、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)で使用する用語の例による。</p> <p>(基本的な考え方)</p> <p>第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。</p> <p>2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。</p> <p>3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。) その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び<del>民生委員</del>児童委員、学校の教職員、<u>児童福祉施設の職員</u>、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)で使用する用語の例による。</p> <p>(基本的な考え方)</p> <p>第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。</p> <p>2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。</p> <p>3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。</p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</p> <p>(市町との協働)</p> <p>第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。</p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</p> <p>(市町との協働)</p> <p>第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。</p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</p> <p>(市町との協働)</p> <p>第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。</p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</p> <p>(保護者の責務)            第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。</p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。</p> <p>(関係機関等の役割)            第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</p>	<p>2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</p> <p>(保護者の責務)            第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。</p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。</p> <p>(関係機関等の責務)            第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、<u>自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</u>            2 <u>関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。</u></p>	<p>2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</p> <p>(保護者の責務)            第八条 保護者は、虐待を決して行っては<del>ならず、</del>  <u>また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えては</u>ならない。            2 <u>保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない</u>  <u>ず、かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</u>            3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。</p> <p>(関係機関等の責務等)            第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、<u>自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</u>            2 <u>関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。</u>            3 <u>関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。</u>            4 <u>前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>(地域社会の役割)</p> <p>第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。</p> <p style="text-align: center;">第二章 未然防止</p> <p>(子育て支援による未然防止の取組)</p> <p>第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</p> <p>2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</p>	<p><u>(県、市町及び関係機関等の責務)</u></p> <p><u>第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、相談者が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域社会の役割)</p> <p>第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。</p> <p style="text-align: center;">第二章 未然防止</p> <p>(妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組)</p> <p>第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</p> <p>2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 <u>第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える若年妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。</u></p>	<p><u>(県、市町及び関係機関等の連携)</u></p> <p><u>第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域社会の役割)</p> <p>第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。</p> <p style="text-align: center;">第二章 未然防止</p> <p>(妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組)</p> <p>第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</p> <p>2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 <u>第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える若年妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>第三章 早期発見及び早期対応</p> <p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p>	<p>4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。</p> <p>5 県は、医療機関及び市町と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供並びに必要な支援を行うものとする。</p> <p>6 市町は、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査の未受診があり、当該子どもの安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助又は助言を求めるものとする。</p> <p>7 市町は、前項の規定により、技術的援助又は助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長に通知するものとする。</p> <p>第三章 早期発見及び早期対応</p> <p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（子どもの養育に一定の関与がある者の調査を含む。）を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面に</p>	<p>4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談窓口等の情報提供を行うものとする。</p> <p>5 県は、医療機関及び市町その他関係機関等と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>6 市町は、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助又は助言を求めるものとする。</p> <p>7 市町は、前項の規定により、技術的援助又は助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長に通知するものとする。</p> <p>第三章 早期発見及び早期対応</p> <p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長（知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。）は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。）を行い、対面により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相</p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>3 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時的保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</p>	<p><u>より、当該子どもの安全を確認した場合はこの限りではない。</u></p> <p>2 <u>児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。</u></p> <p>3 <u>第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び子どもの養育に一定の関与がある者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時的保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</u></p> <p>5 <u>児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定による一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問(次項において「臨検等」という。)について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。</u></p>	<p>談があった場合についても、同様とする。ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りではない。</p> <p>2 <u>児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。</u></p> <p>3 <u>第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの法第八条第二項第一号の規定による一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</u></p> <p>5 <u>児童相談所長は、法第八条第三項第一号の規定による一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問並びに臨検等(法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。次項において同じ。)について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p> <p>3 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</p>	<p>6 <u>児童相談所長は、第一項、第四項及び第五項の規定により、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確認しようとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合には、法第十条第一項の規定に基づき当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</u></p> <p>7 <u>児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。</u></p> <p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>6 <u>児童相談所長は、第一項、第四項及び第五項の規定により、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確認しようとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入り及び調査又は質問並びに臨検等をしようとする場合には、法第十条第一項の規定に基づき、当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</u></p> <p>7 <u>児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。</u></p> <p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援) 第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p> <p>(子ども自身による安全確保への支援) 第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>	<p>(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援) 第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p> <p>(子ども自身による安全確保への支援) 第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、<u>その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</u></p> <p>2 県は、<u>前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。</u></p>	<p>(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援) 第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p> <p>(子ども自身による安全確保への支援) 第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、<u>その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</u></p> <p>2 県は、<u>前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。</u></p>
<p>第四章 保護及び支援</p>	<p>第四章 保護及び支援</p>	<p>第四章 保護及び支援</p>
<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援) 第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援) 第十六条 児童相談所長は、<u>法第八条第二項第一号の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定により一時保護が行われた子どもが、一時保護解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないように、市町及び関係機関等と</u></p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援) 第十六条 児童相談所長は、<del>法第八条第三項第一号の規定により</del>一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の<u>健やかな成長を支援</u>するための<u>サポートプラン</u>の作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p> <p>2 <u>児童相談所長は、<del>法第八条第三項第一号の規定により</del>一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないように、市町及び関係機関等</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</p> <p>(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。</p> <p>(権利の擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。</p>	<p><u>連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案であるときは、警察へ情報共有し、十分な連携を図るものとする。</u></p> <p>3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</p> <p>(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため<u>又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。</u></p> <p>(権利の擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつその意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、<u>児童福祉法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び児童福祉法第二十七条第一項第三</u></p>	<p><u>と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察へ情報共有し、十分な連携を図るものとする。</u></p> <p>3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</p> <p>(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため<u>又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。</u></p> <p>(権利の擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、<u>児童福祉法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び児童福祉法第二十七条第一項第三</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>(社会的養育及び自立支援)</p> <p>第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>(転居時の情報共有)</p> <p>第二十条 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所(以下この条において「住所等」という。)を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所の所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措</p>	<p><u>号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向を安心して表明できるよう、必要な体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(社会的養育及び自立支援)</p> <p>第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。</p> <p><u>2 県は、虐待を受けた子どもが自立した後、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(転居時の情報共有)</p> <p>第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所(以下この条において「住所等」という。)を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ず</p>	<p><u>号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向を子どもが安全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(社会的養育及び自立支援)</p> <p>第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。</p> <p><u>2 県は、虐待を受けた子どもが自立した後、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(転居時の情報共有)</p> <p>第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所(以下この条において「住所等」という。)を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ず</p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>置を講ずるものとする。</p> <p>3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するという情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備</p> <p>(連携・協力体制の整備)</p> <p>第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のあ</p>	<p>るものとする。</p> <p>3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備</p> <p>(基本計画)</p> <p><u>第二十一条 知事は、子どもを虐待から守ることに</u> <u>関する施策を総合的に推進するための基本的な</u> <u>計画（以下「基本計画」という。）を定めるもの</u> <u>とする。</u></p> <p><u>2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について</u> <u>定めるものとする。</u></p> <p>一 <u>子どもを虐待から守ることに</u> <u>関する施策についての基本的な方針</u></p> <p>二 <u>妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事</u> <u>項</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げるもののほか、子どもを虐待か</u> <u>ら守ることに</u> <u>関する施策を総合的かつ計画的</u> <u>に推進するために必要な事項</u></p> <p>(連携・協力体制の整備)</p> <p>第二十二条 県は、子どもを虐待から守るため、医</p>	<p>るものとする。</p> <p>3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進</p> <p><u>(第二十五条へ移動)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>る者（第二十六条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>（警察との連携）</p> <p>第二十三条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、虐待に係る情報を警察と共有し、虐待防止のため連携するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく虐待に係る情報を的確に共有し、連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。</p> <p>（医療機関との連携）</p> <p>第二十四条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備）</p> <p>2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>る者（第三十条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>（警察との連携）</p> <p>第二十三条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、虐待に係る情報を警察と共有し、虐待防止のため連携するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく虐待に係る情報を的確に共有し、連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。</p> <p>（医療機関との連携）</p> <p>第二十四条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備）</p> <p>第二十五条 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。</p>	<p>（警察との連携）</p> <p>第二十一条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、虐待に係る情報を警察と<u>的確に</u>共有し、虐待防止のため連携するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく<u>虐待に係る情報を的確に共有し、</u>連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。</p> <p>（医療機関との連携）</p> <p>第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備）</p> <p>第二十三条 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会<u>等</u>の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。</p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十二條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十六條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、<u>市町、関係機関等及びその</u>家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p><b>第二十四條</b> 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、<u>市町、関係機関等及びその</u>家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(<u>推進計画</u>)</p> <p><b>第二十五條</b> 県は、子どもを虐待から守ることに<u>関する施策を総合的に推進するための基本的な計画</u>（以下「<u>推進計画</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 <u>推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>一 子どもを虐待から守ることに<u>関する施策</u>についての基本的な方針</u></p> <p><u>二 妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事項</u></p> <p><u>三 前号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに<u>関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u></u></p>
<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p>第二十三條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力する</p>	<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p>第二十七條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年<u>五月及び十一月</u>とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力する</p>	<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p><b>第二十六條</b> 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年<u>五月及び十一月</u>とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力する</p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p>よう努めなければならない。</p> <p>(人材の養成等) 第二十四条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。</p> <p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p> <p>(調査研究等) 第二十五条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<p>よう努めなければならない。</p> <p>(人材の養成等) 第二十八条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。</p> <p><u>2 県は、前項の規定を実施するに当たっては、体系的、計画的に研修を行うものとする。</u></p> <p><u>3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に連携が実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</u></p> <p><u>4 県は、法第四条第五項の規定に基づく検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めるものとする。</u></p> <p>(調査研究等) 第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<p>よう努めなければならない。</p> <p>(人材の養成等) <b>第二十七条</b> 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。</p> <p><u>2 県は、前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。</u></p> <p><u>3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</u></p> <p><u>4 県は、法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。</u></p> <p>(調査研究等) <b>第二十八条</b> 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p> <p><u>(財政上の措置)</u> <b>第二十九条</b> 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。</p>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
<p style="text-align: center;">第六章 雑則</p> <p>(秘密の保持) 第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。</p> <p>2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(年次報告) 第二十七条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。</p> <p>(委任) 第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">第六章 雑則</p> <p>(秘密の保持) 第三十条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。</p> <p>2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(年次報告) 第三十一条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。</p> <p>(委任) 第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;">第六章 雑則</p> <p>(秘密の保持) 第三十条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。</p> <p>2 <b>関係機関等</b>は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(年次報告) 第三十一条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。</p> <p>(委任) 第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>